

令和5年2月7日  
障害福祉部  
子ども・若者部  
保 育 部

## 児童福祉施設の設備及び運営の基準等の改正に伴う関係条例の一部改正について

### 1 主旨

児童福祉法及び子ども・子育て支援法の各規定に基づき、厚生労働省令及び内閣府令（以下「関係省令等」という。）に定める基準により条例で定めることとされている関係条例について、今般、関係省令等が改正されたため、各条例の一部を改正する条例案を、令和5年区議会第1回定例会に提案する。

名称	対象となる施設	担当課
(1) 世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例	児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等	障害福祉部 障害保健福祉課
(2) 世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例	障害児入所施設	障害福祉部 障害保健福祉課
(3) 世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	学童クラブ	子ども・若者部 児童課
(4) 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	助産施設、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター等	保育部 保育認定・調整課
(5) 世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業	保育部 保育認定・調整課
(6) 世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園、新制度移行幼稚園) 特定地域型保育事業 (家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業)	保育部 保育運営・整備支援課

### 3 条例改正内容一覧

改正する条例	項目	(A) 自動車で外出する際の 所在の確認	(B) 送迎自動車 への安全装 置の設置	(C) 安全計画の 策定等	(D) 業務継続計 画策定等の 努力義務化	(E) 感染症等予 防対策の努 力義務化	(F) インクルー シブ保育の 環境整備	(G) 民法の一部改 正に伴う懲戒 権関連規定の 削除	
(1)世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例		○ 第51条の3	○ 第51条の3	○ 第51条の2	規定済	規定済	○ 第5～6条 第58条 第66条	○ 第44条削除	
(2)世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例		○ 第48条の3	対象外	○ 第48条の2	規定済	規定済	対象外	○ 第41条削除	
(3)世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例		○ 第7条の3	対象外	○ 第7条の2	○ 第13条の2	○ 第14条	対象外	対象外	
(4)世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例		○ 第20条の4	○ 第20条の4	○ 第20条の3	○ 第11条	○ 第12条	○ 第8条	○ 第11条削除	
(5)世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例		○ 第8条の3	○ 第8条の3	○ 第8条の2	対象外	○ 第15条	○ 第11条	○ 第14条削除	
(6)世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例		対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	○ 第26条削除 第50条改正	
改正条例の施行予定日		令和5年4月1日						公布の日	

項目	概要
<b>送迎用バスでの園児置き去り事故を受けた安全対策</b>	
<p>➤ 令和3年及び令和4年に他県で起きた、送迎用バスでの園児置き去り事故を受け、事故防止対策を強化するため、児童の安全の確保に係る規定を定める。</p> <p>➤ 各施設等には、国のマニュアル・雛型等の提供や、安全装置の設置等に係る経費補助（ ）を行うとともに、これらの取組みが適正に実施されるよう指導監督を行う。 別途、令和5年第1回区議会定例会に補正予算案を提案予定。</p>	
A) 自動車以外で外出する際の所在の確認	<ul style="list-style-type: none"><li>児童の施設外での活動、取組等のための移動のために自動車を運行する場合、自動車への乗降車の際に、点呼等の方法による児童の所在の確認を義務付ける。</li></ul>
B) 送迎自動車への安全装置の設置	<ul style="list-style-type: none"><li>児童の送迎を目的とした自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、当該装置を用いて上記 A)の所在確認を行うことを義務付ける。 令和6年3月31日までの経過措置あり。</li></ul>
C) 安全計画の策定等	<ul style="list-style-type: none"><li>事業所ごとに安全点検、事業所外での活動、取組等を含めた安全に関する指導、研修、訓練等についての安全計画を策定し、職員に周知するとともに、必要な研修及び訓練の定期的な実施を義務付ける。</li><li>また、保護者に対しては、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならないこととする（保育所、家庭的保育事業者等、障害児通所支援事業所、放課後児童健全育成事業所に限る。）。</li><li>策定した計画は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</li></ul>

項目	概要
<b>新型コロナウイルス感染症及び災害への対応</b> <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 今般の新型コロナウイルス感染症のまん延等を踏まえ、現在の条例では感染症や食中毒に対応するための具体的な措置の内容までは規定していないため、平常時における感染症や食中毒への対応について規定する。</li><li>➤ 感染症等への対策と併せ、昨今の大雨や台風による水害、地震等の災害への対応についても強化するため、これらの対策を講じながら、継続的に施設・事業運営を行うための規定を設ける。</li><li>➤ 各施設等には、国より提供されたガイドライン及び研修動画を提供し、取組みが適正に実施されるよう指導監督を行う。</li></ul>	
D) 業務継続計画策定等の努力義務化	• 児童福祉施設及び放課後児童健全育成事業所は、感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定し、職員に周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならないこととする。
E) 感染症等予防対策の努力義務化	• 児童福祉施設及び放課後児童健全育成事業所は、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を実施するよう努めなければならないこととする。

項目

概要

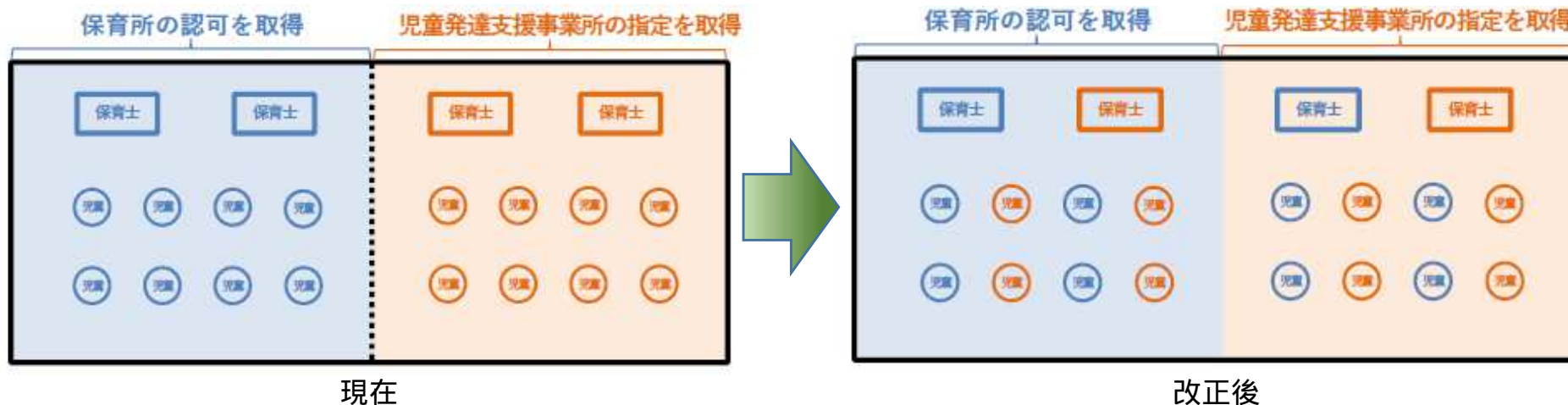
### インクルーシブ保育の環境整備

- 現在の児童福祉施設及び家庭的保育事業等の設備運営基準条例においては、他の社会福祉施設を併設している場合であっても、保育室等の各施設に特有の設備、又は保育士等の児童の保護に直接従事する職員については、併設する施設の設備又は職員を兼ねることができないとされている。
- そのため、例えば、保育所に児童発達支援事業所が併設されている場合に、保育所の児童と児童発達支援の利用児童がともに当該保育所の保育室で一緒に過ごすことは、両児童を保育するのに必要な保育士や面積が確保されていたとしても認められない。今回、この基準を見直す。

#### F) インクルーシブ保育の環境整備

- 保育所等と他の社会福祉施設を併設している場合に、保育所等の行う保育に支障のない場合に限り、特有の設備・専従の人員について、併設する施設と共用し、一体的に保育を行うことができることとする。
- 同様に、児童発達支援事業所等の障害児と保育所等の児童と一緒に過ごすときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、児童発達支援事業所等の職員が保育所等の児童への支援も行うことができることとする。

< 保育所と児童発達支援事業所が同一施設で保育・療育を行う場合（イメージ） 国の検討資料より抜粋 >



## 4 主な改正内容

7

項目	概要
<b>民法の一部改正に伴う懲戒権関連規定の削除</b>	
<p>➤ 児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘があった、民法の親権者の懲戒権に係る規定が令和4年12月に削除されたため、条例に規定する懲戒権の関連規定も削除する。</p>	
G) 民法の一部改正に伴う懲戒権関連規定の削除	<ul style="list-style-type: none"><li>各条例中の「管理者又は施設長は、児童（障害児）に対し親権を行う場合であって懲戒するとき又は懲戒に関し当該児童（障害児）の福祉のために必要な措置を講じるときは、身体的苦痛又は精神的苦痛を与えてはならない。」とする規定を削除する。</li></ul>

## 5 その他の改正内容

改正する条例	概要	改正条例の施行予定日
(3) 世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例	<p>○設備及び運営の向上を勧告する規定の整備</p> <ul style="list-style-type: none"><li>事業における設備や運営の最低基準の向上を勧告する規定において、国の基準にあわせ、区が諮問機関として設置する児童福祉審議会の意見を聴くとする規定に改正する。</li></ul>	公布の日

名称	新旧対照表
( 1 ) 世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例	別紙 1
( 2 ) 世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例	別紙 2
( 3 ) 世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	別紙 3
( 4 ) 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	別紙 4
( 5 ) 世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	別紙 5
( 6 ) 世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例	別紙 6

## 7 今後のスケジュール

令和5年2月 令和5年第1回区議会定例会（改正条例案の提案）



## 世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

別紙 1

改正後	改正前
<p>世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">令和元年10月1日条例第27号</p>	<p>世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">令和元年10月1日条例第27号</p>
<p>目次（略）</p> <p>第1条～第4条（略） （従業者の配置の基準）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1条～第4条（略） （従業者の配置の基準）</p>
<p>第5条（略）</p> <p>2、3（略）</p> <p><u>4 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</u></p>	<p>第5条（略）</p> <p>2、3（略）</p>
<p>第6条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p><u>5 前各項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</u></p>	<p>第6条（略）</p> <p>2～4（略）</p>
<p>第7条～第43条（略）</p>	<p>第7条～第43条（略）</p> <p><u>（懲戒に係る権限の濫用禁止）</u></p>

改正後	改正前
第44条 削除	第44条 管理者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所を管理する者に限る。）は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関し当該障害児の福祉のために必要な措置を講じるときは、身体的苦痛又は精神的苦痛を与えてはならない。
第45条～第51条（略） （安全計画の策定等）	第45条～第51条（略）
第51条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。	
2 指定児童発達支援事業者は、その従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。	
3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関してその保護者との連携が図られるよう、当該保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。	
4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。 （自動車を行う場合の所在の確認）	
第51条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認	

改正後	改正前
<p><u>しなければならない。</u></p> <p><u>2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置(以下「ブザー等」という。)を備え、障害児の降車の際に、ブザー等を用いて前項の規定による所在の確認を行わなければならない。</u></p> <p>第52条～第57条 (略) (従業者の配置の基準)</p> <p>第58条(略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</u></p> <p>第59条～第60条 (略) (準用)</p> <p>第61条 第4条、第7条及び第4節(第15条、第27条第1項、第28条、第29条第1項、第33条、第35条及び第49条第2項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第38条中「指導訓練室の定員(第10条第2項に規定する規則で定める基準として定められる指導訓練室の定員をいう。)」とあるのは、「指導訓練を行う場所の定員」と読み替えるものとする。</p> <p>第62条～第65条 (略) (従業者の配置の基準)</p>	<p>第52条～第60条 (略) (従業者の配置の基準)</p> <p>第58条(略)</p> <p>第52条～第60条 (略) (準用)</p> <p>第61条 第4条、第7条及び第4節(第15条、第27条第1項、第28条、第29条第1項、第33条、第35条、<u>第44条</u>及び第49条第2項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第38条中「指導訓練室の定員(第10条第2項に規定する規則で定める基準として定められる指導訓練室の定員をいう。)」とあるのは、「指導訓練を行う場所の定員」と読み替えるものとする。</p> <p>第62条～第65条 (略) (従業者の配置の基準)</p>

改正後	改正前
<p>第66条（略） 2（略） <u>3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</u></p>	<p>第66条（略） 2（略）</p>
<p>第67条～第74条（略） （準用） 第75条 第11条、第12条、第14条、第14条の2、第16条から第26条まで、第28条、第30条（第4項及び第5項を除く。）から第36条まで、第38条、第39条、第41条から第45条まで、<u>第47条から第51条の3まで</u>及び第53条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第11条第2項中「（次条、第30条第1項及び第53条第2項第2号において「児童発達支援計画」とあるのは「（第75条において準用する次条、第75条において準用する第30条第1項及び第75条において準用する第53条第2項第2号において「医療型児童発達支援計画」と、第16条第1項中「運営規程」とあるのは「第69条に規定する重要事項に関する運営規程」と、第26条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第71条第1項」と、第36条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第38条中「定員（第10条第2項に規定する規則で定める基準として定められる指導訓練室の定員をいう。）」とあるのは「定員」と、第41条第1項中「従業者の勤務体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務体制」と、第53条第2項第3号中「第37条」とあるのは「第73条」と読み替えるものとする。</p>	<p>第67条～第74条（略） （準用） 第75条 第11条、第12条、第14条、第14条の2、第16条から第26条まで、第28条、第30条（第4項及び第5項を除く。）から第36条まで、第38条、第39条、第41条から第45条まで、<u>第47条から第51条まで</u>及び第53条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第11条第2項中「（次条、第30条第1項及び第53条第2項第2号において「児童発達支援計画」とあるのは「（第75条において準用する次条、第75条において準用する第30条第1項及び第75条において準用する第53条第2項第2号において「医療型児童発達支援計画」と、第16条第1項中「運営規程」とあるのは「第69条に規定する重要事項に関する運営規程」と、第26条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第71条第1項」と、第36条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第38条中「定員（第10条第2項に規定する規則で定める基準として定められる指導訓練室の定員をいう。）」とあるのは「定員」と、第41条第1項中「従業者の勤務体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務体制」と、第53条第2項第3号中「第37条」とあるのは「第73条」と読み替えるものとする。</p>
<p>第76条～第94条（略）</p>	<p>第76条～第94条（略）</p>

改正後	改正前
<p>(準用)</p> <p>第95条 第11条、第12条、第14条、第14条の2、第16条から第26条まで、第28条から第30条(第4項及び第5項を除く。)まで、第31条、第32条、第34条、第36条、第37条、第39条から第43条まで、第45条、第47条、第48条、第49条第1項、第50条、<u>第51条の2、第51条の3第1項</u>、第52条、第53条及び第74条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第11条第2項及び第12条(第1項、第3項及び第8項を除く。)中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第26条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第93条第1項」と、第29条第2項中「第27条第2項」とあるのは「第93条第2項」と、第30条第1項及び第53条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第95条 第11条、第12条、第14条、第14条の2、第16条から第26条まで、第28条から第30条(第4項及び第5項を除く。)まで、第31条、第32条、第34条、第36条、第37条、第39条から第43条まで、第45条、第47条、第48条、第49条第1項、第50条、第52条、第53条及び第74条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第11条第2項及び第12条(第1項、第3項及び第8項を除く。)中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第26条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第93条第1項」と、第29条第2項中「第27条第2項」とあるのは「第93条第2項」と、第30条第1項及び第53条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。</p>
<p>第96条～第99条 (略)</p>	<p>第96条～第99条 (略)</p>
<p>(準用)</p> <p>第100条 第11条、第12条、第14条、第14条の2、第16条から第26条まで、第28条から第30条(第4項及び第5項を除く。)まで、第31条、第32条、第34条、第36条、第37条、第39条、第41条から第43条まで、第45条、第47条、第48条、第49条第1項、第50条、<u>第51条の2、第51条の3第1項</u>、第52条、第53条、第74条及び第92条から第94条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第11条第2項中「(次条、第30条第1項及び第53条第2項第2号において「児童発達支援計画」とあるのは「(第100条において準用する次条、第100条において準用する第30条第1項及び第100条において準用する第53条第2項第2号において「保育所等訪問支援計画」と、第16条第1項中「運営規程」とあるのは「第100条において準用する第94条に規定する重要事項に関する運営規程」と、第26条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第100条において</p>	<p>(準用)</p> <p>第100条 第11条、第12条、第14条、第14条の2、第16条から第26条まで、第28条から第30条(第4項及び第5項を除く。)まで、第31条、第32条、第34条、第36条、第37条、第39条、第41条から第43条まで、第45条、第47条、第48条、第49条第1項、第50条、第52条、第53条、第74条及び第92条から第94条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第11条第2項中「(次条、第30条第1項及び第53条第2項第2号において「児童発達支援計画」とあるのは「(第100条において準用する次条、第100条において準用する第30条第1項及び第100条において準用する第53条第2項第2号において「保育所等訪問支援計画」と、第16条第1項中「運営規程」とあるのは「第100条において準用する第94条に規定する重要事項に関する運営規程」と、第26条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第100条において準用する第93条第1項」と、第29</p>

改正後	改正前
<p>準用する第93条第1項」と、第29条第2項中「第27条第2項」とあるのは「第100条において準用する第93条第2項」と、第41条第1項中「従業者の勤務体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務体制」と、第92条中「、居宅」とあるのは「、施設」と読み替えるものとする。</p>	<p>条第2項中「第27条第2項」とあるのは「第100条において準用する第93条第2項」と、第41条第1項中「従業者の勤務体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務体制」と、第92条中「、居宅」とあるのは「、施設」と読み替えるものとする。</p>
<p>第101条～附則（略）</p>	<p>第101条～附則（略）</p>
<p><u>附 則</u></p>	
<p><u>（施行期日）</u></p>	
<p><u>1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第44条及び第61条の改正規定は、公布の日から施行する。</u></p>	
<p><u>（安全計画の策定等に係る経過措置）</u></p>	
<p><u>2 施行日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第51条の2（改正後の条例第57条、第61条、第75条、第82条、第83条、第87条、第95条及び第100条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の条例第51条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。</u></p>	
<p><u>（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）</u></p>	
<p><u>3 改正後の条例第51条の3第2項（改正後の条例第57条、第61条、第75条、第82条、第83条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に、同項に規定するブザー等（以下「ブザー等」という。）を備えること及びブザー等を用いることにつき困難な事情があると</u></p>	

改正後	改正前
<p>きは、<u>施行日から令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。</u></p>	

## 世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

別紙 2

改正後	改正前
<p>世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">令和元年10月1日条例第28号</p>	<p>世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">令和元年10月1日条例第28号</p>
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第40条 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第40条 (略)</p>
<p><u>第41条 削除</u></p>	<p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p> <p><u>第41条 管理者は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関し当該障害児の福祉のために必要な措置を講じるときは、身体的苦痛又は精神的苦痛を与えてはならない。</u></p>
<p>第42条～第48条 (略)</p> <p><u>(安全計画の策定等)</u></p>	<p>第42条～第48条 (略)</p>
<p><u>第48条の2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p>	
<p><u>2 指定福祉型障害児入所施設は、その従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p>	
<p><u>3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p>	



改正後	改正前
<p><u>第48条の3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。</u></p>	
<p>第49条～第55条（略） （準用）</p>	<p>第49条～第55条（略） （準用）</p>
<p>第56条 第6条から第20条まで、第22条、第24条から第36条まで、第38条から第42条まで、第43条第1項、<u>第44条から第48条の3まで</u>及び第50条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第53条第1項」と、第32条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第34条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費及び障害児入所医療費」と、第35条中「定員（第5条第3項に規定する規則で定める基準として定められる居室の定員をいう。）」とあるのは「定員」と、第38条第1項中「協力医療機関及び協力歯科医療機関」とあるのは「第55条の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。</p>	<p>第56条 第6条から第20条まで、第22条、第24条から第36条まで、第38条から第42条まで、第43条第1項、<u>第44条から第48条まで</u>及び第50条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第53条第1項」と、第32条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第34条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費及び障害児入所医療費」と、第35条中「定員（第5条第3項に規定する規則で定める基準として定められる居室の定員をいう。）」とあるのは「定員」と、第38条第1項中「協力医療機関及び協力歯科医療機関」とあるのは「第55条の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。</p>
<p>第57条～附則（略）</p>	<p>第57条～附則（略）</p>
<p><u>附則</u> <u>（施行期日）</u></p>	
<p><u>1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第41条の改正規定は、公布の日から施行する。</u></p>	
<p><u>（安全計画の策定等に係る経過措置）</u></p>	
<p><u>2 施行日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第48条の2（改正後の条例第56条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、</u></p>	

改正後	改正前
<u>改正後の条例第48条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」とする。</u>	

## 世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

別紙 3

改正案	現行
世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例	世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例
平成26年9月30日条例第39号	平成26年9月30日条例第39号
第1条～第3条（略）	第1条～第3条（略）
（最低基準の向上）	（最低基準の向上）
第4条 区長は、 <u>世田谷区児童福祉審議会（世田谷区児童福祉審議会条例（令和元年10月世田谷区条例第29号）第1条の規定により設置する世田谷区児童福祉審議会をいう。）</u> の意見を聴き、放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。	第4条 区長は、 <u>児童の保護者その他児童福祉に係る当事者</u> の意見を聴き、放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。
2 区は、最低基準を <u>常に向上</u> させるように努めるものとする。 （最低基準と放課後児童健全育成事業者）	2 区は、最低基準を <u>向上</u> させるように努めるものとする。 （最低基準と放課後児童健全育成事業者）
第5条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を <u>超えて、常に、</u> その設備及び運営を向上させなければならない。	第5条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を <u>超えて、</u> その設備及び運営を向上させなければならない。
2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。	2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。
第6条～第7条（略）	第6条～第7条（略）
（安全計画の策定等）	
第7条の2 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計</u>	

改正案	現行
<p><u>画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、その職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、その利用者の安全の確保に関してその保護者との連携が図られるよう、当該保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u> <u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p><u>第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u></p> <p><u>第8条～第13条 (略)</u> <u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p><u>第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施すること及び非常時の体制で早期の業務の再開を図ることを目的とした計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、その職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u> <u>(衛生管理等)</u></p>	<p>第8条～第13条 (略)</p> <p>(衛生管理等)</p>

改正案	現行
<p>第14条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又は<u>まん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する</u>よう努めなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</p> <p>第15条～附則（略）</p> <p><u>附 則（令和5年3月 日条例第 号）</u> <u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第4条第1項及び第2項並びに第5条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。</u> <u>（安全計画の策定等に係る経過措置）</u></p> <p>2 <u>施行日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。</u></p>	<p>第14条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症若しくは食中毒が発生し、又は<u>まん延しないように必要な措置を講ずる</u>よう努めなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</p> <p>第15条～附則（略）</p>

## 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

別紙 4

改正後	改正前
<p>世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 令和元年10月1日条例第36号</p>	<p>世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 令和元年10月1日条例第36号</p>
目次	目次
第1章 総則（第1条 第20条の4）	第1章 総則（第1条 第20条の2）
第2章～附則（略）	第2章～附則（略）
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第7条（略）	第1条～第7条（略）
（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）	（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）
第8条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するとき、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部と、併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員とを兼ねることができる。	第8条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するとき、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部と、併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員とを兼ねることができる。 <u>ただし、入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。</u>
<u>2 前項の規定は、入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。</u>	
第9条、第10条（略）	第9条、第10条（略）
	<u>（懲戒に係る権限の濫用禁止）</u>
第11条 削除	第11条 <u>児童福祉施設の長は、入所中の児童に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関し当該児童の福祉のために必要な措置を講じるときは、身体的苦痛又は精神的苦痛を与えてはならない。</u>
（業務継続計画の策定等）	
第11条 <u>児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センター（以下「障害児入所施設等」という。）を除く。以下この条において同</u>	

改正後	改正前
<p><u>じ。)</u>は、感染症又は非常災害の発生時において、その利用者に対する支援の提供を継続的に実施すること及び非常時の体制で早期の業務の再開を図ることを目的とした計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 <u>児童福祉施設は、その職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 <u>児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>第11条の2</u> 障害児入所施設等は、感染症又は非常災害の発生時において、その利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施すること及び非常時の体制で早期の業務の再開を図ることを目的とした計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2、3（略） （衛生管理等）</p> <p>第12条（略）</p> <p>2 児童福祉施設（<u>障害児入所施設等</u>を除く。以下この項において同じ。）は、当該児童福祉施設における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、<u>その職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する</u>よう努めなければならない。</p> <p>3、4（略）</p> <p>第13条～第19条（略） （非常災害対策）</p> <p>第20条（略）</p>	<p>（衛生管理等）</p> <p>第12条（略）</p> <p>2 児童福祉施設（<u>障害児入所施設及び児童発達支援センター（以下「障害児入所施設等」という。）</u>を除く。）は、当該児童福祉施設における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、<u>必要な措置を講じる</u>よう努めなければならない。</p> <p>3、4（略）</p> <p>第13条～第19条（略） （非常災害対策）</p> <p>第20条（略）</p>

改正後	改正前
<p>2 (略)</p> <p><u>第20条の2</u> 障害児入所施設等は、消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を策定し、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備し、それらを定期的にその職員に周知しなければならない。</p> <p>2 障害児入所施設等は、避難訓練、消火訓練、救出訓練その他必要な訓練を規則で定めるところにより行わなければならない。</p> <p>3 前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 障害児入所施設等は、消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を策定し、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備し、それらを定期的にその職員に周知しなければならない。</p> <p>4 障害児入所施設等は、避難訓練、消火訓練、救出訓練その他必要な訓練を規則で定めるところにより行わなければならない。</p> <p>5 前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p><u>第20条の2</u> 障害児入所施設等は、感染症又は非常災害の発生時において、その利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施すること及び非常時の体制で早期に業務の再開を図ることを目的とした計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 障害児入所施設等は、その職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</p> <p>3 障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>
<p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第20条の3</u> 児童福祉施設(助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。)は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に</p>	



改正後	改正前
<p><u>従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 児童福祉施設は、その職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関してその保護者との連携が図られるよう、当該保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u>  <u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p><u>第20条の4 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。</u></p> <p><u>2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備え、児童の降車の際に、ブザー等を用いて前項の規定による所在の確認を行わなければならない。</u></p> <p>第2章（略）  第3章 乳児院</p> <p>第25条～第30条（略）  （業務の質の評価等）</p> <p>第31条 乳児院は、法第37条に規定する業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受け、<u>これら</u>の結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>第2章（略）  第3章 乳児院</p> <p>第25条～第30条（略）  （業務の質の評価等）</p> <p>第31条 乳児院は、法第37条に規定する業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受け、<u>その</u>結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>第32条（略）  第4章～第9章（略）  第10章 福祉型児童発達支援センター</p> <p>第73条（略）  （職員）</p> <p>第74条（略）  2～8（略）</p> <p><u>9 第8条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</u></p> <p>第75条、第76条（略）  第11章 医療型児童発達支援センター  （設備の基準）</p> <p>第77条、第78条（略）  （準用）</p> <p>第79条 第64条第1項、第65条、第69条第2項、<u>第74条第9項</u>及び第75条の規定は、医療型児童発達支援センターについて準用する。この場合において、第65条中「障害児入所支援」とあるのは、「障害児通所支援」と読み替えるものとする。</p> <p>第12章～附則（略）  <u>附 則</u>  <u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定及び次項</u></p>	<p>第32条（略）  第4章～第9章（略）  第10章 福祉型児童発達支援センター</p> <p>第73条（略）  （職員）</p> <p>第74条（略）  2～8（略）</p> <p>第75条、第76条（略）  第11章 医療型児童発達支援センター  （設備の基準）</p> <p>第77条、第78条（略）  （準用）</p> <p>第79条 第64条第1項、第65条、第69条第2項及び第75条の規定は、医療型児童発達支援センターについて準用する。この場合において、第65条中「障害児入所支援」とあるのは、「障害児通所支援」と読み替えるものとする。</p> <p>第12章 児童心理治療施設</p>

改正後	改正前
<p><u>から附則第4項までの規定は令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</u>  <u>(安全計画の策定等に係る経過措置)</u></p> <p><u>2 施行日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の第20条の3の規定(保育所に係るものを除く。)の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。</u>  <u>(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)</u></p> <p><u>3 保育所及び児童発達支援センターにおいて児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に、この条例による改正後の第20条の4第2項に規定するブザー等(以下「ブザー等」という。)を備えること及びブザー等を用いることにつき困難な事情があるときは、同項の規定にかかわらず、施行日から令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。</u></p>	

## 世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

別紙 5

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例 平成26年 9月30日条例第35号</p>	<p style="text-align: center;">世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例 平成26年 9月30日条例第35号</p>
目次	目次
第 1 章～附則（略）	第 1 章～附則（略）
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条～第 8 条（略）	第 1 条～第 8 条（略）
<u>（安全計画の策定等）</u>	
<p><u>第 8 条の 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p>	
<p><u>2 家庭的保育事業者等は、その職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p>	
<p><u>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関してその保護者との連携が図られるよう、当該保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p>	
<p><u>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p>	
<u>（自動車を行う場合の所在の確認）</u>	
<p><u>第 8 条の 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</u></p> <p><u>2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備え、利用乳幼児の降車の際に、ブザー等を用いて前項の規定による所在の確認を行わなければならない。</u></p> <p>第9条、第10条（略） （家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等） （他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）</p> <p>第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、<u>その行う保育に支障がない場合に限りに、</u>必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。</p> <p>第12条、第13条（略）</p> <p>第14条 <u>削除</u></p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第15条（略）</p>	<p>第9条、第10条（略） （家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等） （他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）</p> <p>第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。<u>ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u></p> <p>第12条、第13条（略） <u>（懲戒に係る権限の濫用禁止）</u></p> <p>第14条 <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛又は精神的苦痛を与えてはならない。</u></p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第15条（略）</p>

改正後	改正前
<p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>その職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3～5（略） 第16条～第22条（略） 第2章～附則（略） <u>附 則</u> <u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第14条の改正規定は、公布の日から施行する。</u> <u>（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）</u></p> <p>2 <u>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令」という。）第3条に規定する家庭的保育事業者等（以下「家庭的保育事業者等」という。）において省令第1条第2項に規定する利用乳幼児（以下「利用乳幼児」という。）の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車にこの条例による改正後の第8条の3第2項に規定するブザー等（以下「ブザー等」という。）を備えること及びブザー等を用いることにつき困難な事情があるときは、同項の規定にかかわらず、施行日から令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。</u></p>	<p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>3～5（略） 第16条～第22条（略） 第2章 家庭的保育事業</p>

## 世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

別紙 6

改正後	改正前
<p>世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例 平成26年 9 月30日条例第37号</p>	<p>世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例 平成26年 9 月30日条例第37号</p>
目次（略）	目次（略）
第 1 条～第25条（略）	第 1 条～第25条（略）
第26条 <b>削除</b>	（懲戒に係る権限の濫用禁止）
第26条 <b>削除</b>	<p>第26条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第 3 項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛又は精神的苦痛を与えてはならない。</p>
第27条～第49条（略）	第27条～第49条（略）
（準用）	（準用）
<p>第50条 第 8 条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満 3 歳未満保育認定子どもに限り、特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第 1 項中「施設型給付費（法第 27条第 1 項に規定する施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第 1 項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第 2 項中「特定教育・保育を」とあ</p>	<p>第50条 第 8 条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満 3 歳未満保育認定子どもに限り、特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第 1 項中「施設型給付費（法第 27条第 1 項に規定する施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第 1 項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第 2 項中「特定教育・保育を」とあ</p>

改正後	改正前
<p>るのは「特定地域型保育を」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。</p> <p>第51条～附 則（略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>るのは「特定地域型保育を」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、<u>第26条中「教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、」とあるのは「特定地域型保育を提供するときは、教育・保育給付認定子どもに対し」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第51条～附 則（略）</p>